

閉校後の学校の活用について

社地域小中一貫校の開校に伴い、閉校となる社地域小学校等の施設及びその跡地の活用についての状況を報告します。

昨年度に、サウンディング型市場調査による民間活用の提案、各地域からの活用希望案の提出を受け付け、今年度からは各地域において区長、地区役員、PTA、各種団体の代表者等から構成する「小学校等閉校後施設活用検討委員会」を立ち上げ、地域による閉校後の施設及び跡地の活用について協議してきました。

今後、引き続き地域等からの活用希望を受け付け、令和8年3月に跡地等活用案を作成します。その後、地域等に活用案を説明し、令和8年9月に活用方法を決定する予定です。

1 各地域におけるこれまでの検討について

学校名	委員会での主な意見
社小学校	避難所及びコミュニティ施設の建築は希望するが、住宅地として売却する。
福田小学校	旧福田幼稚園を市のコミュニティ施設として活用し、小学校の屋内運動場及び運動場も市の施設として残してほしい。
米田小学校 米田こども園	活動団体のために運動場と屋外トイレを残してほしい。
三草小学校	活動団体のために運動場と屋外トイレを残してほしい。校舎を売却する場合は、周辺地域に理解のある事業者へ売却し、協定等で災害時に避難所として活用できるようにしてほしい。加えて一部、公共施設として残してもらえるならありがたい。
鴨川小学校 鴨川保育園	校舎を残したいという強い気持ちはあるが、地域で多額の維持管理費を負担出来ないため、地域の活用希望は取り下げる。公共施設として市が活用する場合は協力する。

2 跡地等の活用までの暫定利用について

閉校後の社地域小学校の運動場及び屋内運動場については、施設が活用できる間は、継続して使用できる施設として予定しています。

【その他活用予定】

(1) 社小学校

兵庫県北播磨県民局が、社総合庁舎の長寿命化工事実施期間中の仮庁舎として使用。

使用期間：令和8年3月から令和10年9月（予定）

※建物、土地ごとに貸与期間は異なります。

(2) 米田小学校

令和7年4月から校舎の一部、運動場及び敷地の一部を社学園スクールバスの駐車場所及び運転手の休憩場所として使用。